

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期嘉島町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県上益城郡嘉島町

3 地域再生計画の区域

熊本県上益城郡嘉島町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の総人口は 1990 年以降増加傾向にあり、国勢調査によると 2020 年には 9,547 人、住民基本台帳によると 2025 年 11 月には 10,371 人となっている。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所による推計によると、2070 年には 8,780 人となる見込みであり、2020 年に対して 91.96%に減少すると予測されている。

本町の年齢3区分別の人口推移をみると、生産年齢人口（15～64 歳）は減少しており、2070 年には 4,534 人と、2020 年の 5,305 人に対して 85.46%に減少すると予測されている。年少人口（0～14 歳）も減少しており、2070 年には 1,391 人と、2020 年の 1,707 人に比べ 81.53%に減少すると予測されている。一方で、老年人口（65 歳以上）は 2055 年までは増加するものの、その後は減少に転じ、2070 年には 2,855 人と、2020 年の 2,535 人に対して 112.62%に増加すると予測されている。

本町の自然動態をみると、出生数が死亡数を上回る自然増の年がやや多くなっているが、自然減の年もあり、増減を繰り返しながら推移し、2022 年には 46 人の自然減となっている。

本町の社会動態をみると、近年は転入数が転出数を上回る転入超過の年が多くなっており、増減を繰り返しながら推移し、2022 年には 203 人の社会増となっている。

本町の人口が今後、減少する場合において、経済活動の縮小や競争力の低下など、需要と生産両面での悪影響や、税収減少による財政悪化、医療や福祉分野をはじめとする公的サービスの低下などにより、地域社会の維持が困難になることが懸念される。

これらの課題に対応するため、子どもを産み育てたいという希望を持つ若い世代に本町に定着していただくことが最も重要な考え方である。

本計画は、地域経済の活性化による雇用や就業機会の創出、交流人口・関係人口の拡大による都市部から地方への人の流れの強化や子育て環境の充実による親になる世代の希望がかなうまちづくりなど、人口減少社会に立ち向かうために取り組むべき施策を推進するものである。

上記の取組を推進するに当たり、本計画期間中、以下の基本目標を設定する。

- ・基本目標 1 安心して働き、暮らせる生活環境の創生
- ・基本目標 2 稼ぐ力と付加価値を高めた力強い経済の創生
- ・基本目標 3 関係人口の創出と移住・定住の促進
- ・基本目標 4 AI・デジタルなどの新技術の活用
- ・基本目標 5 広域連携の推進

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (12年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア～オ	目標人口	10,371人	11,000人	基本目標 1～5
ア	町内への進出企業数	15件	20件	基本目標 1
ア	雇用・就業マッチング事業による掲載事業所数（累計）	15件	20件	基本目標 1
ア	子育てしやすい町だと思う人の割合	87.3%	90.0%	基本目標 1
ア	妊娠11週以内の妊娠届出率	94.9%/年	100.0%/年	基本目標 1
ア	乳児家庭全戸訪問事業実施率	100.0%	100.0%	基本目標 1
ア	男性や若い世代の参加増加を目標とした講座展開	1 講座/年	3 講座/年	基本目標 1
ア	施設照明のLED化を完了した施設数	0 件	4 件	基本目標 1
ア	LINE・メールサービスの加入数	953 件	1,000件	基本目標 1
ア	乗合タクシーの利用	1,659 人	2,000人	基本目標 1

	者数			
ア	乗合タクシー事業に対する利用者満足度	58.2%	59%	基本目標 1
ア	時差出勤制度の導入	未導入	導入	基本目標 1
ア	暮らしやすさの満足度	76.9%	77.0%	基本目標 1
ア	地域への各種支援制度の広報・HP掲載件数	0 件	1 件	基本目標 1
イ	創業支援ワンストップ相談窓口事業 創業件数	2 件	5 件	基本目標 2
イ	創業者育成事業支援対象者数	2 件	5 件	基本目標 2
イ	ふるさと納税の返礼品数 (種類数)	207 品	230 品	基本目標 2
イ	大豆焼酎の取扱い店舗数	8 店舗	10 店舗	基本目標 2
イ	観光パンフレットの刷新	未実施	実施	基本目標 2
イ	町PR動画再生回数	4,574 回	6,000 回	基本目標 2
ウ	移住定住相談件数	6 件	15 件	基本目標 3
ウ	ふるさと寄附寄附件数	15,749 件	20,000 件	基本目標 3
エ	電子申請対応 (ぴったりサービス除く) 手続数	19 件	25 件	基本目標 4
エ	オープンデータ公表件数	1 件	8 件	基本目標 4
エ	公共施設のオンライン	未導入	導入	基本目標 4

	ン決済の導入			
オ	上益城郡人権教育連絡協議会社会教育部会でのポスター、チラシ等の共同作成	実施	継続	基本目標 5
オ	上益城地区人権教育研究集会の合同開催	実施	継続	基本目標 5
オ	雨庭関係補助制度の創設	未実施	実施	基本目標 5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第3期嘉島町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 安心して働き、暮らせる生活環境の創生事業

イ 稼ぐ力と付加価値を高めた力強い経済の創生事業

ウ 関係人口の創出と移住・定住の促進事業

エ AI・デジタルなどの新技術の活用事業

オ 広域連携の推進事業

② 事業の内容

ア 安心して働き、暮らせる生活環境の創生事業

町内への企業進出等を促進して就業の場の確保や人材育成や多様な働き方に対応した情報の提供、妊娠から子育てまで切れ目ない相談支援体制の整備や医療費助成や保育サービスの充実を通じて安心して子育てできる環境づくり、民間では扱いの少ない講座の提供や交流拠点等の環境配

慮型改修による地域コミュニティの維持・再生、防災無線や情報配信の多様化及び自主防災組織の支援による防災・減災体制の強化、公共交通や乗合タクシーの利便性向上による町民の移動手段を確保、町が実施する働き方改革や時差出勤の拡充などによる多様な職員が働きやすい職場環境の整備と安定的な人材確保と行政サービスの向上、地域の特性に即した課題解決と地域活性化、住民が安心して暮せるまちづくりの実現、地域のつながりや一体感を深め地域コミュニティの活性化等により、安心して働き、暮らせる生活環境を創生する事業。

【具体的な事業】

- ・就業のための地域経済活性化と情報提供事業
- ・あらゆるひとの結婚・出産の希望を叶える支援と子育て世帯に寄り添った支援の推進事業 等

イ 稼ぐ力と付加価値を高めた力強い経済の創生事業

創業希望者への支援強化のための商工会と連携した相談窓口の設置やセミナー開催、化学肥料や農薬の使用削減やメタン排出削減など環境保全型農業への支援の強化、付加価値の高い米などの生産の推進、ふるさと納税の返礼品を通じた販路拡大、町の農産物を活用した新たな特産品の開発・販売、町外への魅力発信の強化、イベントや広報活動を通じた町の魅力発信、観光パンフレットの刷新や PR 動画の活用による町の知名度向上と地域経済の活性化等により、稼ぐ力と付加価値を高めた力強い経済の創生を推進する事業。

【具体的な事業】

- ・創業支援の推進事業
- ・農産物の高付加価値化と販路拡大事業 等

ウ 関係人口の創出と移住・定住の促進事業

定住環境の情報発信、UIJ ターン支援、空家の活用推進、ふるさと納税の寄附者数増加への取組、地域の活性化等による関係人口の創出と移住・定住を促進する事業。

【具体的な事業】

- ・ 移住希望者の移住・定住の促進事業
- ・ 関係人口の量的拡大とふるさと納税の推進事業 等

エ AI・デジタルなどの新技術の活用事業

自治体 DX 推進、オープンデータの拡充、住民の利便性向上、行政運営の効率化等による利便性の高いまちづくりに係る AI・デジタルなどの新技術の活用事業。

【具体的な事業】

- ・ 自治体 DX の推進事業
- ・ 公共施設利用の利便性向上事業 等

オ 広域連携の推進事業

地域課題の解決と相乗効果の創出を目指し、町単独ですべての仕事を担うフルセット主義から施策ごとに効果的な連携手法で都市機能等を維持確保するための取組に係る広域連携を推進する事業。

【具体的な事業】

- ・ 広域連携の推進事業 等

※なお、詳細は嘉島町第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,750,000 千円（8年度～12年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度7月頃までに、外部有識者等による前年度の効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後、結果を本町公式WEBサイト上にて公表する。

⑥ 事業実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで